



《会計・税務の知識》 所得拡大促進税制、適用できませんか？

はじめに

法人税の節税策としては、納税額全体は変化しないものの納税タイミングを先送りする課税の繰延策（保険料の支払い等）があります。しかし、納税額自体を減少できる制度が適用できるのであれば、優先して検討すべきと考えられます。

今回は、直接納税額を減少できる税額控除制度のなかでも、多くの法人で活用できる可能性の高い所得拡大促進税制の内容と、経済産業省の平成30年度税制改正要望に簡単に触れたいと思います。なお、本文の要件等は、平成29年4月1日以後開始事業年度の適用内容である点にご留意ください。

1. 所得拡大促進税制の適用要件等

所得拡大促進税制では、青色申告書を提出している法人（又は個人事業主）が、下記(1)～(3)の要件をすべて満たした場合に、雇用者給与等支給増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除（税額の10%（中小企業者等は20%）が上限）することができます。

(1) 基準年度（注1）の給与等と比べて、当期の給与等が一定割合（注2）以上増えているか？

$$\left(\begin{array}{l} \text{雇用者給与等} \\ \text{支給増加額} \end{array} \geq \begin{array}{l} \text{基準年度の雇用者給与等} \\ \text{支給額} \times \text{増加促進割合(注2)} \end{array} \right)$$

(注1) 個人事業主の場合は平成25年、法人の場合は平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の前事業年度をいいます。

(注2) 中小企業者等の場合は3%、中小企業者等以外の場合は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度は4%、その翌年度は5%です。

(2) 当期の給与等が前期の給与等と同額以上か？

$$\left(\begin{array}{l} \text{雇用者} \\ \text{給与等支給額} \end{array} \geq \begin{array}{l} \text{前期の雇用者} \\ \text{給与等支給額} \end{array} \right)$$

(3) 一人あたりの当期の月平均給与が前期の月平均給与を上回っているか（中小企業者等以外の場合は、月平均給与が前期比2%以上増加しているか）？

$$\left(\begin{array}{l} \text{平均給与等} \\ \text{支給額(A)} \end{array} > \begin{array}{l} \text{前期の平均給与等支給額(B)} \\ \text{(中小企業者等以外は、} \\ \text{(A)が(B) \times 102\%以上か)} \end{array} \right)$$

2. 適用対象となる給与等（雇用者給与等支給額）

適用の対象となる金額の集計を正しく行いましょう。基本的な留意点をご紹介します。

- (1) 国内雇用者…国内事業所に勤務する雇用者で、労働基準法108条に規定する賃金台帳に記載された者の給与等を集計します。
- (2) 給与等…適用事業年度において損金算入される給与等をいいます。なお、退職所得に該当するものや労働者派遣契約に基づく支払派遣料は含めません。
- (3) 未払給与…法人税法上、税務調整されていないのであれば、所得拡大促進税制の給与等の集計上も調整は必要ありません。
- (4) 役員及び使用人兼務役員に対する給与等…当税制の対象外ですので、集計に含めません。
- (5) 出向負担金…出向先法人が出向者に係る給与負担金の額を支出している場合、出向先法人の賃金台帳にその出向者も記載しているときは、その給与負担金の額も出向先法人の給与等に含めます。一方、出向元法人が出向先法人から支払を受けた給与負担金は、出向元法人の給与等から控除します。

3. 平成30年度税制改正に関する経済産業省要望

本文の執筆時点では、平成30年度税制改正大綱は公表されていません。一方で、経済産業省の税制改正要望書では、下記の通り要望が出されています。

(1) 適用期限の2年延長

計画的・持続的な賃上げ環境を実現する観点から、適用期間を平成32年度末まで2年延長。

(2) 税額控除の拡充

下記に該当する場合に、給与等支給増加額の一定額を税額控除する。

- ① 前年度から、教育訓練費を一定割合増加させた企業
- ② 新たに外部から中核人材を採用した中小企業
- ③ 生産性が低い業種に分類された中小企業

(3) 制度の要件緩和（中小企業）

中小企業の適用要件1.(2)の見直し（要件緩和）。

従って、当期に適用があるかの確認を行うことはもちろん、当期に適用を受けられないとしても、翌期以降のために公表される税制改正の内容には要注目です。

節税策としての当制度をぜひ検討しましょう！

（担当：秋元）